

頁	現行	改正（案）	修正理由等
1-2	第 1 章 総則 （略） 第 3 節 計画の基本方針 （略） 3 樽前山火山防災協議会 樽前山火山防災協議会は、活動火山対策特別措置法第 4 条第 1 項の規定に基づき設置し、「樽前山火山避難計画」を策定し、噴火災害に際し適切に対処することを目的として組織するものである。協議会を構成する市町及び関係機関は次のとおりである。 樽前山火山防災協議会では、警戒避難体制の整備に必要な事項について、当該火山における統一的な防災体制を検討する観点から、「噴火シナリオ」や「火山ハザードマップ」、「噴火警戒レベル」、「避難計画」等の一連の警戒避難体制の整備に必要な事項について協議するものとする。 （略） 第 2 章 火山の概況と災害の想定 第 1 節 火山の概況 （略）	第 1 章 総則 （略） 第 3 節 計画の基本方針 （略） 3 樽前山火山防災協議会 樽前山火山防災協議会は、活動火山対策特別措置法第 4 条第 1 項の規定に基づき設置し、「樽前山火山避難計画」を策定し、噴火災害に際し適切に対処することを目的として組織するものである。協議会を構成する市町及び関係機関は次のとおりである。 樽前山火山防災協議会では、警戒避難体制の整備に必要な事項について、当該火山における統一的な防災体制を検討する観点から、「噴火シナリオ」や「火山ハザードマップ」、「噴火警戒レベル」、「避難計画」、<u>「災害時の登山者の早期把握」、「安否確認等に資する登山届」</u>等の一連の警戒避難体制の整備に必要な事項について協議するものとする。<u>また、登山者や旅行者への対応も想定した訓練を実施し、訓練では宿泊施設、観光施設、交通施設等の訓練への参加についても推進するように努めるとともに、訓練により明らかとなった課題等について、避難計画に反映させる等、訓練を通じて火山防災対策の充実が図られるように努めるものとする。</u> （略） 第 2 章 火山の概況と災害の想定 第 1 節 火山の概況 （略）	防災基本計画の修正に伴う修正 【北海道】

恵庭市地域防災計画 火山災害対策編 新旧対照表

	2 恵庭市周辺の活火山 (1) 樽前山 樽前山は、<u>1667 年の大噴火以降活発な活動を繰り返している。特に 1667 年および 1739 年の 2 回の噴火は、わが国の火山の歴史時代の噴火中でも最大規模であり、火砕流が支笏湖へ流入したり、太平洋沿岸まで達した。また、降下軽石が千歳～苫小牧の平野部に 1 ～ 2 m の厚さで堆積した。</u> <u>このため、当時のアイヌ民族社会は甚大な影響を受けた。</u> <u>それ以降の噴火では、溶岩ドームの形成と破壊を繰り返している。</u> <u>現在のドームは、1909 年の噴火によって形成されたものであるが、1917～1936 年および 1944～1955 年に小噴火が頻発し、ドームの破壊が進んだ。</u> <u>その後しばらく活動は静穏であったが、1978～1981 年に再び小噴火があった。</u> <u>1990 年代後半からは群発地震が発生したり、また、1999 年以降、それまで 200℃台であった火口温度が 600℃以上に上昇するなど活発な状態が続いている。</u> 噴煙活動が活発で、高温かつ有毒な火山ガスにも注意する必要がある。樽前山の噴火は大規模な軽石噴火になりやすい特徴があり、風下に空港や都市圏が控えているので、防災上<u>重要な火山</u>である。	
2-2	2 恵庭市周辺の活火山 (1) 樽前山 樽前山は、<u>支笏湖の南東側に生じた後支笏カルデラ火山で、山体は山頂付近に伏在する 400～600m 前後のカルデラ壁上の火砕丘および火砕流堆積物で構成される。山頂部には直径南北 1.2 km、東西 1.5 km の火口 (山頂火口原) があり、その内部を中央火口丘と呼ばれる低い火砕丘が被っている。中央火口丘の中央には、溶岩ドーム (最大径約 450m、比高約 120m) がある。</u> <u>有史以降の活動では、1667 年と 1739 年に規模の大きなプリニー式噴火が発生して大量の火砕物を噴出し、火砕流が支笏湖へ流入したり、太平洋沿岸まで達したりした。</u> また、降下軽石が千歳～苫小牧の平野部に 1 ～ 2 m の厚さで堆積した。 <u>19 世紀以降は大規模噴火が発生していないが、70 回以上の噴火が記録されている。直近の噴火は、1978～1981 年の小噴火である。</u> <u>樽前山では、時折、火山性地震の増加などが観測されているが、1999 年以降、それまで 200℃台の火口温度が 600℃以上に上昇したほか、2003 年にはドーム南西噴気孔群が高感度カメラで明るく見える現象を観測するなど主に熱活動の活発な状態が続いている。また 2005 年から 2009 年には、溶岩ドーム直下で膨張を示唆するデータが観測されている。</u> 噴気活動は活発で、高温かつ有毒な火山ガスにも注意する必要がある。樽前山の噴火は大規模な軽石噴火になりやすい特徴があり、風下に空港、<u>鉄道網、高速道路</u>や都市圏が控えている<u>ほか火口リムに沿い登山道がある</u>ので、防災上<u>特に配慮が必要</u>である。	活動履歴等の追記 【北海道】

恵庭市地域防災計画 火山災害対策編 新旧対照表

3-2	(略) 第3章 防災体制 (略) 第1節 恵庭市災害対策本部 (略) 4 火山噴火非常配備態勢 (略) (3)			(略) 第3章 防災体制 (略) 第1節 恵庭市災害対策本部 (略) 4 火山噴火非常配備態勢 (略) (3)			札幌圏消防指令 センターの運用 開始に伴う修正 【恵庭市】
	種別	配 備 基 準	配 備 体 制	種別	配 備 基 準	配 備 体 制	
	火山噴火第一非常配備	1 火山性地震が増加し、火山の状況に関する解説情報等々が発表されたとき 2 その他必要により本部長が当該非常配備を指名したとき	1 次の各班の所要の人員をもって情報収集、応急対策実施にあたる 2 状況により第2非常配備体制に円滑に移行できる体制とする - 総務対策部（本部班、庶務班） - 支援対策部（広報班） - 保健福祉対策部（救護班） - 生活環境対策部（環境対策班） - 経済対策部（経済対策班） - 水道対策部（給水班、下水道班） - 建設対策部（道路河川班、施設班） - 避難教育対策部（避難対策班、教育対策班） - 消防部隊本部（総務班、<u>司令情報班</u>、第一中隊）	火山噴火第一非常配備	1 火山性地震が増加し、火山の状況に関する解説情報等々が発表されたとき 2 その他必要により本部長が当該非常配備を指名したとき	1 次の各班の所要の人員をもって情報収集、応急対策実施にあたる 2 状況により第2非常配備体制に円滑に移行できる体制とする - 総務対策部（本部班、庶務班） - 支援対策部（広報班） - 保健福祉対策部（救護班） - 生活環境対策部（環境対策班） - 経済対策部（経済対策班） - 水道対策部（給水班、下水道班） - 建設対策部（道路河川班、施設班） - 避難教育対策部（避難対策班、教育対策班） - 消防部隊本部（総務班、第一中隊）	

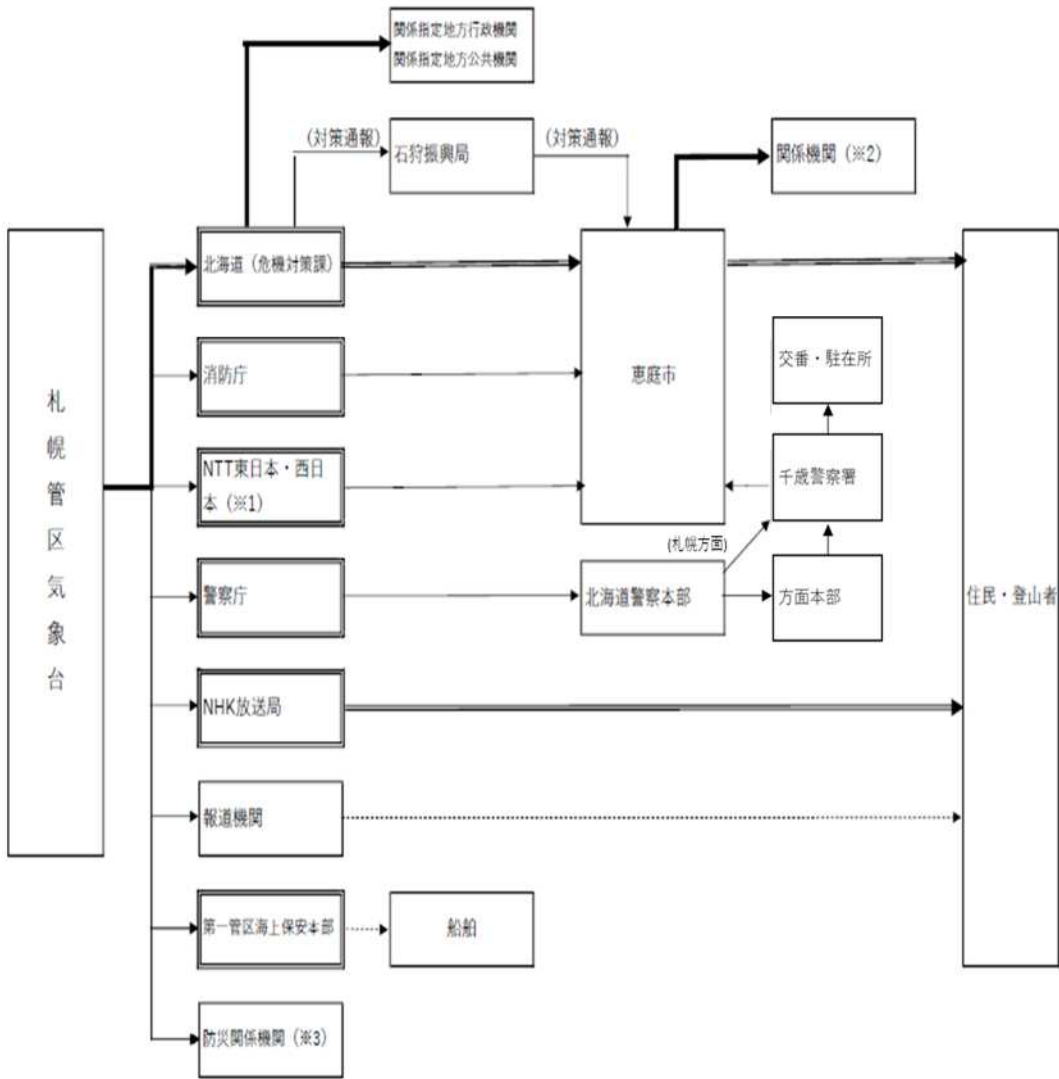
恵庭市地域防災計画 火山災害対策編 新旧対照表

火山噴火第二非常配備	1 噴火が発生したとき 2 その他必要により本部長が当該非常配備を指名したとき	1 災害対策本部を設置し、関係対策部の所要の人員をもって、情報収集、連絡活動及び応急対策を実施する 2 状況により第 3 非常配備体制に円滑に移行できる体制とする
	1 札幌管区气象台から特別警報が発表されたとき 2 その他必要により本部長が当該非常配備を指令したとき	1 災害対策本部を設置し、各対策部員をもってあて る。 2 それぞれの災害応急活動ができる体制とする
火山噴火第二非常配備	1 噴火が発生したとき 2 その他必要により本部長が当該非常配備を指名したとき	1 災害対策本部を設置し、関係対策部の所要の人員をもって、情報収集、連絡活動及び応急対策を実施する 2 状況により第 3 非常配備体制に円滑に移行できる体制とする
火山噴火第三非常配備	1 札幌管区气象台から特別警報が発表されたとき 2 その他必要により本部長が当該非常配備を指令したとき	1 災害対策本部を設置し、各対策部員をもってあて る。 2 それぞれの災害応急活動ができる体制とする
(略)		
1 1 噴火警報等の伝達		
(略)		
(2) 噴火警報等の受理及び伝達並びに知事からの通報、又は要請を行う事項は、次 によるものとする。		
(略)		
イ 通報及び伝達の系統		
札幌管区气象台から知事に通報された後の噴火警報・噴火予報等の伝達及び対策 通報並びに要請は、噴火警報等伝達系統図によるものとする。		

火山噴火第二非常配備	1 噴火が発生したとき 2 その他必要により本部長が当該非常配備を指名したとき	1 災害対策本部を設置し、関係対策部の所要の人員をもって、情報収集、連絡活動及び応急対策を実施する 2 状況により第 3 非常配備体制に円滑に移行できる体制とする
	1 札幌管区气象台から特別警報が発表されたとき 2 その他必要により本部長が当該非常配備を指令したとき	1 災害対策本部を設置し、各対策部員をもってあて る。 2 それぞれの災害応急活動ができる体制とする
火山噴火第二非常配備	1 噴火が発生したとき 2 その他必要により本部長が当該非常配備を指名したとき	1 災害対策本部を設置し、関係対策部の所要の人員をもって、情報収集、連絡活動及び応急対策を実施する 2 状況により第 3 非常配備体制に円滑に移行できる体制とする
火山噴火第三非常配備	1 札幌管区气象台から特別警報が発表されたとき 2 その他必要により本部長が当該非常配備を指令したとき	1 災害対策本部を設置し、各対策部員をもってあて る。 2 それぞれの災害応急活動ができる体制とする
(略)		
1 1 噴火警報等の伝達		
(略)		
(2) 噴火警報等の受理及び伝達並びに知事からの通報、又は要請を行う事項は、次に よるものとする。		
(略)		
イ 通報及び伝達の系統		
札幌管区气象台から知事に通報された後の噴火警報・噴火予報等の伝達及び対策通 報並びに要請は、噴火警報等伝達系統図によるものとする。		

恵庭市地域防災計画 火山災害対策編 新旧対照表

3-12



□ (二重線) で囲まれている機関は、気象業務法の規定に基づく火山現象特別警報、火山現象警報の通知先

⇒ (二重線) は、特別警報が発表された際の気象業務法の規定に基づく通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路

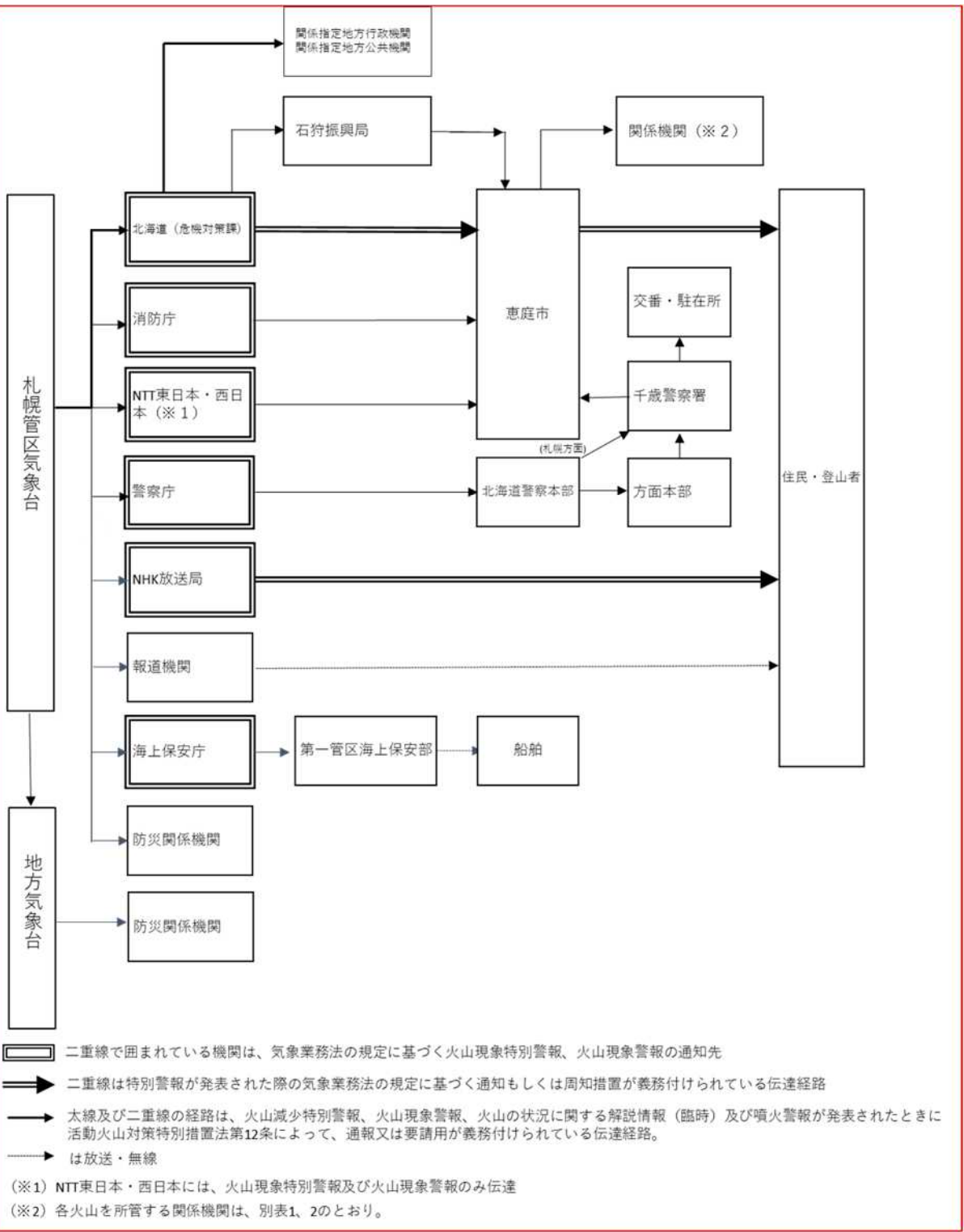
→ (太線) 及び (二重線) の経路は、火山現象特別警報、火山現象警報、火山の状況に関する解説情報(臨時)及び噴火速報が発表されたときに活動火山対策特別措置法第12条によって、通報又は要請等が義務付けられている伝達経路。

..... は、放送・無線

(※1) NTT東日本・西日本には、火山現象特別警報及び火山現象警報のみ伝達

(※2) 各火山を所管する関係機関は、別表1、2のとおり。

(※3) 北海道開発局、北海道運輸局、陸上自衛隊北部方面総監部(情報部資料課) 等



□ 二重線で囲まれている機関は、気象業務法の規定に基づく火山現象特別警報、火山現象警報の通知先

⇒ 二重線は特別警報が発表された際の気象業務法の規定に基づく通知もしくは周知措置が義務付けられている伝達経路

→ 太線及び二重線の経路は、火山減少特別警報、火山現象警報、火山の状況に関する解説情報(臨時)及び噴火警報が発表されたときに活動火山対策特別措置法第12条によって、通報又は要請用が義務付けられている伝達経路。

..... は放送・無線

(※1) NTT東日本・西日本には、火山現象特別警報及び火山現象警報のみ伝達

(※2) 各火山を所管する関係機関は、別表1、2のとおり。

防災基本計画の
修正に伴う修正
【北海道】

恵庭市地域防災計画 火山災害対策編 新旧対照表

	第 4 章 災害予防計画 (略)	第 4 章 災害予防計画 (略)	
4-1	第 1 節 観測及び調査研究 1 火山観測体制 札幌管区気象台は、常時観測火山について、震動、地殻変動観測、遠望観測を実施するほか、定期及び臨時に火山機動観測班による観測を実施する。 (略)	第 1 節 観測及び調査研究 1 火山観測体制 札幌管区気象台は、常時観測火山について、震動、地殻変動観測、遠望観測を実施するほか、定期及び臨時に火山機動観測班による観測を実施する。 <u>また、地方公共団体や住民、登山者等が遅滞なく防災対応を取ることができるよう、平時から火山観測データを公表する。</u> (略)	防災基本計画の修正に伴う修正 【北海道】
4-1	(2) 調査研究 北海道は、火山災害の予防対策及び応急対策に資するため、昭和 45 年以来火山活動の現況(地質、地殻変動、地温、重力、地磁気の観測)、過去の火山噴火における火砕流等の発生状況(噴火の規模、形態)、火山噴火の想定及び地質構造について調査研究を進めているが、今後とも調査研究の推進に努めるものとする。	(2) 調査研究 北海道は、火山災害の予防対策及び応急対策に資するため、昭和 45 年以来火山活動の現況(地質、地殻変動、地温、重力、地磁気の観測)、過去の火山噴火における火砕流等の発生状況(噴火の規模、形態)、火山噴火の想定及び地質構造について調査研究を進めているが、今後とも調査研究の推進に努めるものとする。 <u>火山調査研究推進本部は、火山に関する観測、測量、調査及び研究の推進についての総合的かつ基本的な施策の立案、関係行政機関の火山に関する調査研究予算等の事務の調整、火山に関する総合的な調査観測計画の策定を行うものとする。また、火山に関する観測、測量、調査又は研究を行う関係行政機関、大学等の調査結果等を収集・整理・分析の上、総合的な評価を行い、これに基づき広報を行うものとする。</u>	防災基本計画の修正に伴う修正 【北海道】
4-1	第 2 節 災害発生範囲及び防災関連施設等の把握等 市及び道は、過去の噴火の状況等に基づき、災害の発生が予想される範囲を把握	第 2 節 災害発生範囲及び防災関連施設等の把握等 <u>市、道、関係機関は、火山災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、火山</u>	防災基本計画の

恵庭市地域防災計画 火山災害対策編 新旧対照表

	するとともに、火山災害に関するハザードマップや噴火警報等の解説、避難場所や避難経路、避難の方法、住民への情報伝達の方法等の防災上必要な情報を記載した火山防災マップ等を作成し、市民等への情報提供を効果的に行うこととする。 また、市は当該地区における警戒避難対策を「恵庭市地域防災計画」で定め、その内容を当該地区の市民等に周知するものとする。 (略)	<u>災害の要因となる現象（火砕流、溶岩流、融雪型火山泥流、噴石、降灰等）とその規模が多様であることを考慮しながら、過去の噴火の状況等に基づき、現象の影響が及ぶ範囲と程度を想定し、その想定結果に基づき対策を推進するものとする。</u> <u>火山災害の想定に当たっては、古文書等の資料の分析、火山噴出物の調査、火山地形等の調査などの科学的知見に基づく調査を通じて、過去の災害履歴等をより正確に調査するものとするが、火山災害はその要因となる現象が多様であること、現象の推移等の把握や予測が難しく、火山に関する専門的な知見が必ずしも十分ではない、市及び道のみで適切な対応をすることが難しいことから、日頃より、関係機関、道、周辺市町村、公共機関、火山専門家等が協力して、避難体制の構築等の火山災害対策の推進に努めるものとする。なお、火山活動の現状や推移に関する総合的な評価を行う火山調査研究推進本部とも連携するものとする。</u> <u>また大規模噴火に伴う降灰は広域に影響を及ぼすことから、市及び道、関係機関は、住民の安全確保策など、広域に降り積もる火山灰への対策の推進に努めるものとする。</u>市及び道は、過去の噴火の状況等に基づき、災害の発生が予想される範囲を把握するとともに、火山災害に関するハザードマップや噴火警報等の解説、避難場所（<u>退避壕等の防災関連施設</u>）や避難経路、避難の方法、住民への情報伝達の方法等の防災上必要な<u>地理空間</u>情報を記載した火山防災マップ等を作成し、市民等への情報提供を効果的に行うこととする。 また、市は当該地区における警戒避難対策を「恵庭市地域防災計画」で定め、その内容を当該地区の市民等に周知するものとする。 (略)	修正に伴う修正 【北海道】
--	--	--	-----------------------------

恵庭市地域防災計画 火山災害対策編 新旧対照表

4-3	第 7 節 火山防災知識の普及・啓発 市、道及び防災関係機関は、それぞれの火山の特性を考慮して、火山ハザードマップに噴火警報等の解説、避難場所や避難経路、避難の方法、住民への情報伝達の方法等の防災上必要な情報を記載した火山防災マップ、地区別防災カルテ、火山災害時の行動マニュアル等を分かりやすく作成・配布し、研修を実施するほか、平常時から広報誌、マスメディア、学校教育等のあらゆる手段や火山防災の日（8 月 2 6 日）などの機会を通じ、災害時に適切な行動を行うために必要な防災知識の普及啓発に努めるものとする。 （略）	第 7 節 火山防災知識の普及・啓発 市、道及び防災関係機関は、それぞれの火山の特性を考慮して、火山ハザードマップに噴火警報等の解説、避難場所 <u>（退避壕等の防災関連施設）</u> や避難経路、避難の方法、住民への情報伝達の方法等の防災上必要な <u>地理空間</u> 情報を記載した火山防災マップ、地区別防災カルテ、火山災害時の行動マニュアル等を分かりやすく作成・配布し、研修を実施するほか、平常時から広報誌、マスメディア、学校教育等のあらゆる手段や火山防災の日（8 月 2 6 日）などの機会を通じ、災害時に適切な行動を行うために必要な防災知識の普及啓発に努めるものとする。 （略）	防災基本計画の修正に伴う修正 【北海道】
4-3	札幌管区気象台は、関係機関と連携し、火山に関する知識や火山噴火の特性、噴火警報等の解説、噴火警報発表時にとるべき行動など、火山防災に関する知識の普及啓発を図るものとする。	札幌管区気象台は、関係機関と連携し、火山に関する知識や火山噴火の特性、噴火警報等の解説、噴火警報発表時にとるべき行動など、火山防災に関する知識の普及啓発を図る <u>ほか、火山の活動状況について情報を得られるよう、火山防災情報を気象庁等のウェブサイトなどでわかりやすく発信する</u> ものとする。	防災基本計画の修正に伴う修正 【北海道】